

○財務省告示第四十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年一月十七日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

平成二十六年二月十二日

一 名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第四十
一回）

二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十七条

三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特定参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者

五

方募

イ

ロ

イ

ロ

国債市場
特別参加場

者別第I
者別第I

非競争
非競争

争及
争及

行
行

債市
債市

別参加
別参加

・第II
・第II

価格
価格

入札
入札

価格
価格

入札
入札

競争
競争

行
行

競争
競争

額
額

行
行

競争
競争

額
額

行
行

競争
競争

額
額

行
行

競争
競争

額
額

行
行

発 別 に ご
行 参 よ と
「 加 る に
と 者 発 応
い ・ 行 募
う 第 (限
。 II 以 度
」 非 下 額
格 一 を
競 国 定
争 債 め
入 市 る
札 場 も
特 の

込 募 各 当 も 各
み 限 国 て の 申
の 度 債 る か 込
応 額 市 。 ら み
募 の 場 所 の う
額 範 特 那 ち
を 囲 別 募 募 募
割 内 参 額 額 額
り にお 加 額 額
当 いて 者 順 格
て 各 と 一 次 の
る 各 の 割 高
。 申 応 り い

六

イ

発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

つ 定 円 五 債 の 別 十 つ 定 う 額
い に ` 百 に 規 会 七 い に ち 面
て 基 同 三 つ 定 計 に 二 は づ 財 ` 金
は づ 法 十 い に 基 関 千 ` き 政 五
` き 第 五 て 基 関 二 額 発 法 第 千
額 発 六 億 は づ す 百 額 行 第 四
面 行 十 四 ` き る 百 九 額 第 十 八
金 し 二 千 額 発 法 行 律 第 五 万 千 付 一 十
額 た 条 五 面 行 し 第 四 万 千 ` 百 債 の 億
で 利 第 百 七 額 た 利 十 円 八 債 の 億
九 付 一 七 十 五 三 付 七 ` 百 条 特 四 規 円
十 国 項 十 五 千 国 条 特 四 規 円
九 債 の 五 千 国 条 特 四 規 円
億 に 規 万 千 国 条 特 四 規 円

十四 初期利子

が非居住者又は外国法人である
る場合には、前記(一)の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができ
平成二十六年六月二十日を支
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{償還金額} \times 17}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。
平成二十五年十二月二十日

十六 償還金額
十七 償還金支額
十八 元利金支額

日本銀行

十九 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十六年一月十七日